

## 第2章 足利市の歴史文化の特性と関連文化財群

### 1. 足利市の文化財の総合的把握

#### (1) 文化財の捉え方

一般に、文化財という用語を用いる場合、それが国や地方公共団体により指定等を受け、保護の措置が図られているものを指すものとして捉えられる傾向にあるが、文化財保護法に規定されている本来の文化財とは、指定等の措置がとられているか否かに関わらず、歴史上又は芸術上等の価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すものとして「文化審議会文化財分科会企画調査会 報告書」(平成19年10月30日、文化審議会文化財分科会企画調査会)では取り扱われている。

このことから、**本構想において取り扱う文化財についても、指定文化財・登録文化財(国・県・市)、周知の埋蔵文化財包蔵地のみならず、未指定のものも含めた文化的所産すべてを指すものと捉える**こととし、足利市の文化財を把握することに努める。

#### (2) 指定文化財等の状況

足利市における文化財の指定は、足利市文化財保護条例に次のように規定されている。

第1条 この条例は文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項及び栃木県文化財保護条例(昭和27年県条例第12号。以下「県条例」という。)の規定に基づき、指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じもつて市民の文化的向上に資するとともに地方文化の進歩に貢献することを目的とする。

この規定に基づき足利市教育委員会では足利市重要文化財を指定している。文化財総合調査等で確認された文化財のうち重要なものについて足利市文化財専門委員会の調査を経て、所有者の同意を得た上で、文化財専門委員会に重要文化財指定について諮問し、その答申に基づいて足利市教育委員会が指定し、告示している。文化財所有者から指定についての要望があった場合、申請書の提出により文化財専門委員会に相談し、調査、諮問、指定、告示の手順となる。

足利市教育委員会では、文化財の種別に関わらず、所有者から申請あった物件について個別に検討するとともに、文化財専門委員や研究者からの指摘等によって調査検討をしている。現在特に指定について検討課題となっているものに小絵馬と民家がある。小絵馬は数が多く、各小絵馬それぞれを指定するか、あるいは所蔵する寺社ごとに総体として指定するか、あるいは足利の小絵馬として指定するか等、絵馬の保護のためにより効果的な指定の方策を検討しているところである。

民家については現在足利市重要文化財に指定されている物件はない。民家の多くは居住しており、改築されている場合が多く、あるいは将来改築される可能性が高い。また、修理に多額の経費がかかる。文化財指定した場合に市の財政上、経費を補助していくことが困難であることが予想される。これまで、指定を希望する所有者がいなかったのが実情ではあるが、所有者が修理を見据えて指定を希望する場合もあり、民家の指定についてガイドラインの作成を検討している。

また、彫刻や絵画などの中には作品としては優秀とはいえないものでも、民俗文化財として捉えた場合には歴史的に見て重要なものもある。こうした視点を変えた場合の評価方法も課題となっている。

## ①件数

足利市における指定文化財・登録文化財の件数は以下のとおりである。

国指定文化財は国宝に指定されている足利学校所蔵の典籍や鏝阿寺建造物、宝物である文書や仏像、仏画、美術工芸品等が主である。県指定文化財で最も多い絵画は田崎草雲の絵画と鏝阿寺、鶏足寺、長林寺等に伝わる仏画等が主である。市指定文化財で最も多い考古資料は寺院が所有する石造物が主である。彫刻は市内各所の寺院所蔵の仏像が中心である。絵画は田崎草雲の絵画と寺院等が所蔵する仏画が主である。

無形文化財は市内に残されている八木節や神楽等、民俗文化財は石尊山の梵天祭り等の無形のもの、絵馬や庚申塔などの有形のものがある。

史跡は古墳、中世の城跡や墓所が多くを占める。4件の国史跡のうち足利学校跡、足利氏宅跡(鏝阿寺)、樺崎寺跡(法界寺)は中世に起源をもつ遺跡で、1件は藤本観音山古墳である。

名勝は指定・登録合わせて3件で、県指定名勝は行道山浄因寺境内である。天然記念物のうち国指定は名草の巨石群で、そのほかは足利の特徴的な植生を示すものや寺社の境内にある巨木などが主である。

表：指定文化財の状況（件数）

区 分		国	県	市	合 計
有形文化財	① 絵 画	4	34	41	79
	② 彫 刻	1	14	42	57
	③ 書 籍	12	4	10	26
	④ 工 芸 品	9	16	21	46
	⑤ 考 古 資 料	2	7	69	78
	⑥ 歴 史 資 料	0	2	4	6
	⑦ 建 造 物	3	8	24	35
⑧ 無形文化財		0	0	9	9
⑨ 民俗文化財		0	2	19	21
記念物	⑩ 史 跡	4	1	33	38
	⑪ 名 勝	0	1	0	1
	⑫ 天然記念物	1	4	32	37
合 計		36	93	302	433

(平成23年(2011)3月22日現在)

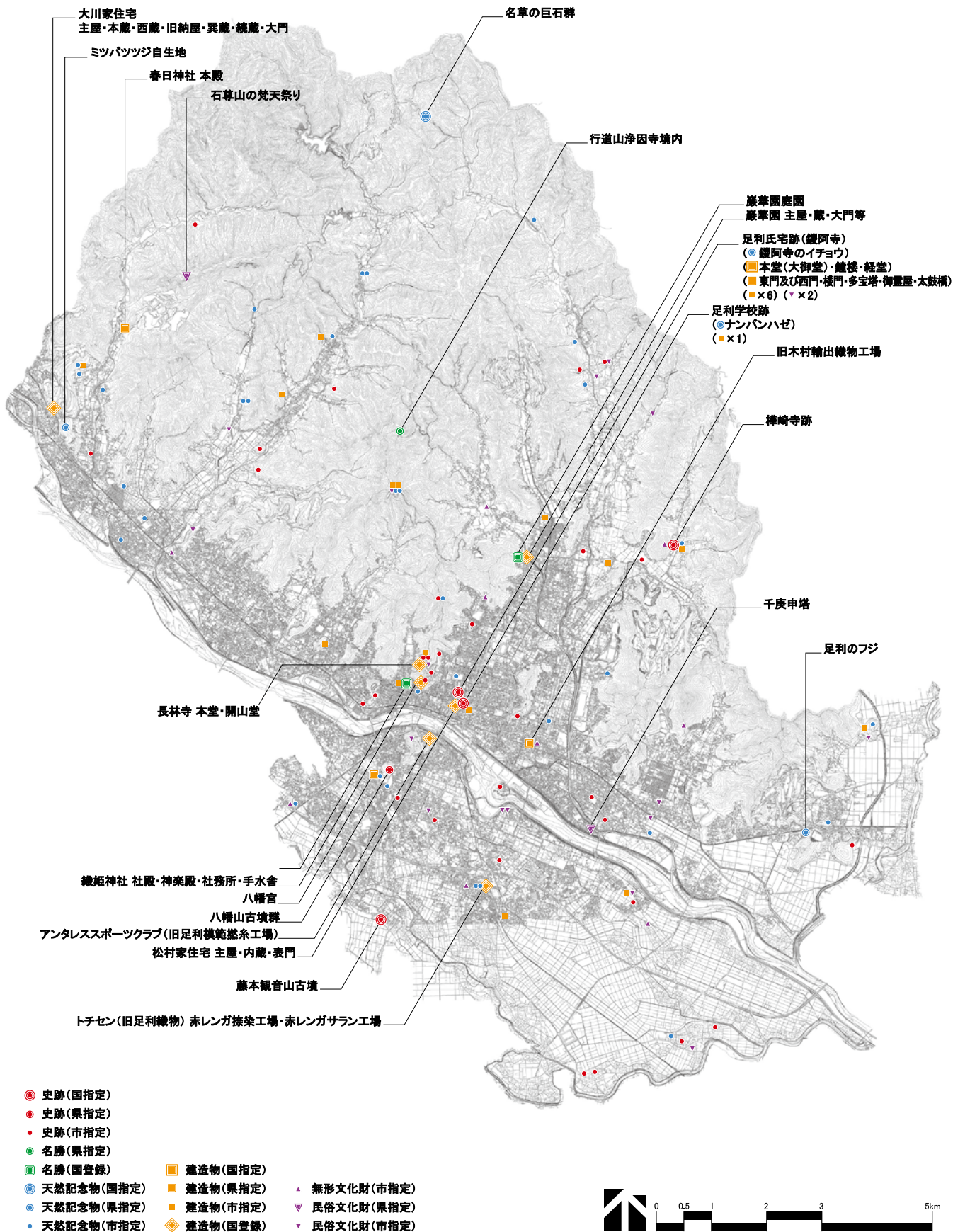
表：登録文化財の状況（件数）

区 分	国	合 計
登録有形文化財（建造物）	47	47
登録記念物（名勝）	2	2
合計	49	49

(平成23年(2011)3月22日現在)

## ②分布

足利市における指定・登録文化財（史跡、名勝、天然記念物、建造物、民俗文化財、無形文化財）の分布状況は図に示すとおりである。



図：指定・登録文化財の分布  
※国指定、国登録、県指定文化財には名称を付記



### (3) 未指定文化財等の調査

足利市教育委員会では、昭和 53 年度から昭和 59 年度まで足利市文化財総合調査団（団長：前澤輝政氏）を組織し、市内に所在する各種文化財（美術工芸品、建造物、古文書、考古、民俗、天然記念物等）の調査を実施し、市内各地域における文化財の概要を把握することができた。

その後も、市内の指定・登録文化財以外の文化財を把握するため、民家調査、石造物調査、近代化遺産調査等を実施している。また、足利市文化財愛護協会や足利絵馬の会、御厨郷土文化研究会、大月手紙の会等、民間団体による調査・研究、市内高等学校における歴史研究等、様々な調査・研究が実施されている。

#### <主な調査・研究の成果>

- ① 『足利市文化財総合調査 昭和 54 年度 年報Ⅰ』（昭和 55 年 足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
- ② 『足利市文化財総合調査 昭和 55 年度 年報Ⅱ』（昭和 56 年 足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
- ③ 『足利市文化財総合調査 昭和 56 年度 年報Ⅲ』（昭和 57 年 足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
- ④ 『足利市文化財総合調査 昭和 57 年度 年報Ⅳ』（昭和 58 年 足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
- ⑤ 『足利市文化財総合調査 昭和 58 年度 年報Ⅴ』（昭和 59 年 足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
- ⑥ 『足利市文化財総合調査 昭和 59 年度 年報Ⅵ』（昭和 60 年 足利市文化財総合調査団、足利市教育委員会）
- ⑦ 『足利市文化財総合調査 総括報告書』（平成元年 足利市教育委員会）
- ⑧ 『足利市民家調査報告書』（平成 9 年 足利市教育委員会〔委託先：足利工業大学建築学科中村研究室〕）
- ⑨ 『足利の神社』（平成 9 年 足利市文化財愛護協会）
- ⑩ 『足利市の近代化遺産調査報告書』（平成 15 年 足利市教育委員会〔委託先：株式会社建文〕）
- ⑪ 『足利の石造物』（平成 20 年 足利市教育委員会〔委託先：立正大学考古学研究室〕）
- ⑫ 『足利の廃寺』（平成 21 年 足利市文化財愛護協会）
- ⑬ 『平成 21 年度 市内名勝・庭園調査実績報告書』（平成 22 年 足利市〔委託先：京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター〕）
- ⑭ 『市内小絵馬等民間信仰文化財調査』（平成 22 年 足利市〔委託先：足利絵馬の会〕）
- ⑮ 『平成 21 年度 鏝阿寺資料調査実績報告書』（平成 22 年 足利市〔委託先：鏝阿寺資料調査会〕）
- ⑯ 『平成 21 年度 足利市織物技術調査実績報告書』（平成 22 年 足利市〔委託先：足利歴史プラザ〕）
- ⑰ 『平成 21 年度 足利市内美術・工芸品調査実績報告書』（平成 22 年 足利市）
- ⑱ 『歴史文化基本構想等策定のための市内建造物調査〔影萬織物（旧影萬捺染工場）、中村酒店（旧中村酒造）、赤城神社、八幡神社、板倉神社〕』（平成 22 年 足利市〔委託先：株式会社建文〕）
- ⑲ 『平成 21 年度 足利市内天然記念物調査実績報告書』（平成 22 年 足利市）
- ⑳ 『一旧梁田郡一寺院とお堂一創立 50 周年記念一』（平成 22 年 御厨郷土文化研究会）